

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与事業

さわやかケアサポート

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第4070403581号)

当事業所は利用者に対して福祉用具のレンタルサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	P 2
2. 事業所の概要	P 2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	P 2
4. 職員の配置状況	P 3
5. 当事業所が提供する福祉用具レンタルの提供方法と利用料金.....	P 3
6. その他サービスご利用上の留意点.....	P 4
7. 苦情の受付と処理について.....	P 6
8. 衛生管理について.....	P 8
9. 事故発生時の対応について.....	P 8
10. 緊急時における対処方法.....	P 8

(事業の目的)

株式会社さわやか倶楽部が開設する、さわやかケアサポート（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）のサービスの提供に当たる（福祉用具専門相談員）介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生大臣が指定した福祉用具専門相談員指定講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 さわやか倶楽部 |
| (2) 法人所在地 | 福岡県北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号 |
| (3) 電話番号 | 093-551-5555 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 山本 武博 |
| (5) 設立年月 | 平成16年12月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 事業所の種類 | 福祉用具貸与事業所 |
|------------|-----------|

平成23年1月1日指定 福岡県 4070403581号
※当事業所は、以下のレンタルサービスを実施しています。

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 車椅子 | ⑦ 手すり |
| ② 車椅子付属品 | ⑧ スロープ |
| ③ 特殊寝台 | ⑨ 歩行器 |
| ④ 特殊寝台付属品 | ⑩ 歩行補助杖 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑪ 認知症老人徘徊感知器 |
| ⑥ 体位変換器 | ⑫ 移動用リフト |
| | ⑬ 自動排泄処理装置 |

- (2) 事業所の名称 さわやかケアサポート
- (3) 事業所の所在地 福岡県北九州市小倉北区弁天町3-6
- (4) 電話番号 093-522-8900
- (5) 事業所長(管理者)氏名 日下部 清美
- (6) 開設年月 平成23年1月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

北九州市、福岡市、糟屋郡、古賀市、福津市、宮若市、宗像市、遠賀郡、中間市、直方市、鞍手郡、山口県下関市の区域とする。ただし、離島を除く。

上記以外の地域でも、サービス・相談を可能とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする 但し12月31日から1月3日までは休みとする
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して福祉用具レンタルサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤			合計	
	専任	兼務			
		人数	常勤換算	人数	常勤換算
1. 管理者	0 名	1 名	0.5 名	1 名	0.5 名
2. 福祉用具専門相談員	3 名	1 名	0.5 名	4 名	3.5 名

(従業員の職種、員数及び職務内容)

管理者 1名 (常勤兼務 1名)

管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的と共に法令等において規定されている福祉用具貸与事業の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

福祉用具専門相談員 4名 (常勤兼務 1名、常勤専従 3名)

福祉用具専門相談員は、福祉用具の貸与を行なうとともに、利用者に対し、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下の事を行なう。

- ・ 福祉用具に関する相談援助
- ・ 福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検
- ・ 利用者の身体の状態等に応じた福祉用具の選定
- ・ 福祉用具の使用方法の指導

5. 当事業所が提供する福祉用具レンタルの提供方法と利用料金

(1) 福祉用具レンタルの提供方法

福祉用具レンタルの提供にあたっては利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等の説明を行う。

(2) 利用料金について

介護保険で認定される場合、ご自身でお支払い頂くレンタル料は、利用者負担額の1割となります。

但し、一定以上の所得がある場合には、「介護保険負担割合証」に基づく割合となります。

(3) ①レンタル開始日が月の15日以前の場合は、月額利用料の全額

②レンタル開始日が月の16日以降の場合は、月額利用料の半額

③レンタル終了日が月の15日以前の場合は、月額利用料の半額

④レンタル終了日が月の16日以降の場合は、月額利用料の全額

(4) 複写物の交付

利用者はサービス提供についての記録をいつでも観覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

1枚につき……………10円

(5) 搬入・搬出等について

*搬入・搬出につきましては、利用者の希望される日時・場所にいたしますので遠慮なくお申し出ください。

*基本的に搬入搬出費用は、サービス料金に含まれております。ただし以下の場合別途料金をご負担いただくことがあります。

- ・搬入・搬出に特別な作業を必要とする場合
- ・遠隔地、当社の営業地域以外への搬入・搬出
- ・利用者の都合による貸与品の移動など

上記3の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、福祉用具専門相談員が訪問する為の交通費の実費をご負担していただくことがあります。

（6）利用料のご請求等について

○料金の支払い方法

毎月15日までに前月分の請求を致しますので当月25日までにお支払い下さい。

お支払い確認後、領収書を発行いたします。

お支払い方法は現金集金と銀行振込の2通りと、させていただきます。

サービス開始月は、納品時に現金で集金させていただきます。

○ご利用料金の滞納

利用者が正当な理由なく利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は文書により10日以上を定めて、その期間内に滞納額の全額をお支払い頂けない場合には、貸与品を引き上げさせていただく場合がございます。

銀行振込先の口座

■ 下記指定口座への振込

西日本シティ銀行 宇佐町支店 普通 1 3 6 3 0 1 5

名義：株式会社 さわやか倶楽部 代表取締役 山本 武博

但し、振込手数料は利用者のご負担とさせていただきます。

6. その他サービスご利用上の留意点

（1）サービスの更新

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定又は、要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から文章による契約終了の申し入れのない場合には本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・利用者が亡くなられた場合
 - ・利用者の所在が、2週間以上不明になった場合
- ④ その他
利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書により2週間以上の予告期間をもってサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 一時入院・入所の場合

ご利用者が1ヶ月未満の一時入院等をされた場合は、福祉用具レンタル料金は介護保険適用の一割負担となりますが1ヶ月を超える場合は、契約に関わらず福祉用具レンタル料金は、全額自己負担となりますので、予めご了承下さい。

(4) 貸与品の点検等

貸与品導入時に、取扱説明及び事故防止の観点での注意事項をご説明させていただきます。また、定期的に電話等での使用状況確認、または出張にての点検をさせていただきます。

不具合や事故が生じた場合は、早めのご連絡をお願いします。

(5) サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて

当然」と理不尽なサービスを要求する

- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

7. 苦情の受付と処理について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 センター長 日下部 清美

福祉用具専門相談員 日下部 清美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8時30分～17時30分

○事業所の所在地 福岡県北九州市小倉北区弁天町3-6

○電話番号 093-522-8900 FAX 093-522-8901

・（２）当事業所における苦情処理

- ①指定福祉用具貸与に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとします。

- ②苦情が生じた場合は直ちに管理者もしくは、福祉用具専門相談員が相手方に連絡を取り、直接行く等して詳しい事情を聞くと共に、具体的な対応もしくは説明を行います。

なお、国民健康保険団体連合会にも窓口がございます。

■連絡先 福岡県国民健康保険団体連合会 総務部 介護保険課（介護サービス相談課）
（介護サービス相談窓口）TEL：092-642-7859 FAX：092-642-7857

■各市町村の苦情等のお問合せ先

市区町村名	窓口	所在地	電話番号
福岡市東区	福祉・介護保険課	福岡市東区箱崎2丁目54-1	092-645-1071
福岡市博多区	福祉・介護保険課	福岡市博多区博多駅前2-19-24	092-419-1078
福岡市中央区	福祉・介護保険課	福岡市中央区大名2丁目5-31	092-718-1099
福岡市南区	福祉・介護保険課	福岡市南区塩原3丁目25-3	092-559-5127
福岡市城南区	福祉・介護保険課	福岡市城南区鳥飼6丁目1-1	092-833-4170
福岡市早良区	福祉・介護保険課	福岡市早良区百道2丁目1-1	092-833-4352
福岡市西区	福祉・介護保険課	福岡市西区内浜1丁目4-1	092-895-7063
宇美町 篠栗町 志免町 新宮町	広域連合粕屋支部	糟屋郡久山町大字久原3632	092-976-2334

須恵町 久山町			
粕屋町	介護福祉課	糟屋郡粕屋町駕与丁 1 丁目 1-1	092-938-2311
春日市	高齢課	福岡県春日市原町 3-1-5	092-584-1111
筑紫野市	高齢者支援課	筑紫野市二日市西 1-1-1	092-923-1111
北九州市門司区	保険福祉課	北九州市門司区清滝 1 丁目 1-1	093-331-1894
北九州市小倉北区	保険福祉課	北九州市小倉北区大手町 1-1	093-582-3433
北九州市小倉南区	保険福祉課	北九州市小倉南区若園 5 丁目 1-2	093-951-4127
北九州市若松区	保険福祉課	北九州市若松区浜町 1 丁目 1-1	093-761-4046
北九州市八幡東区	保険福祉課	八幡東区中央一丁目 1-1	093-671-6885
北九州市八幡西区	保険福祉課	北九州市八幡西区筒井町 15-1	093-642-1446
北九州市戸畑区	保険福祉課	北九州市戸畑区新池 1 丁目 2-1	093-871-1505
飯塚市	介護保険課	飯塚市新立岩 5 番 5 号	0948-22-5500
鞍手町 小竹町 宮若市	広域連合鞍手支部	宮若市本城 458-2	0949-34-5046
宗像市	介護保険課	宗像市東郷 1 丁目 1-1	0940-36-4877
古賀市	高齢者福祉課	古賀市庄 205 番地	092-942-1144
芦屋町 遠賀町 水巻町 岡垣町	広域連合遠賀支部	遠賀郡遠賀町大字今古賀 513	093-291-5281
福津市	介護保険係	福津市中央 1 丁目 1-1	0940-43-8191
中間市	介護保険課	中間市中間 1 丁目 1-1	093-246-6283
東京都足立区	介護保険課	足立区中央本町一丁目 17 番 1 号	03-3880-5111
山口市	高齢者福祉課	山口市龜山町 2-1	083-922-4111
防府市	高齢福祉課	山口県防府市寿町 7 番 1 号	0835-25-2367
直方市	介護保険課	福岡県直方市殿町 7-1	0949-25-2391
下関市	介護保険課	下関市南部町 1-1	083-231-1371
柳川市	高齢者福祉課	福岡県柳川市本町 87 番地 1	0944-73-8111
太宰府市	高齢者福祉課	太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号	092-921-2121
糸島市	介護保険課	福岡県糸島市前原西 1 丁目 1-1	092-323-1111
筑紫郡那珂川町	高齢者支援課	筑紫郡那珂川町西隈 1 丁目 1 番 1 号	092-953-2211
三養基郡基山町	健康福祉課	三養基郡基山町大字宮浦 666 番地	0942-92-2011
三養基郡上峰町	健康福祉課	三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1	0952-52-2181
長崎市	介護保険課	長崎市桜町 2-22	095-822-8888

松浦市	介護保険課	松浦市志佐町里免 365 番地	0956-72-1111
杵岐市	介護保険課	杵岐市郷ノ浦町本村触 562 番地	0920-48-1111
対馬市	介護保険課	対馬市豊玉町仁位 380 番地	0920-58-1118
別府市	介護保険課	別府市上野口町 1 番 15 号	0977-21-1111
南九州市	介護保険課	南九州市知覧町郡 6204 番地	0993-83-2511
入間市	介護保険課	沖縄県入間市	
別府市	介護保険課	大分県別府市上野口町 1 番 15 号	0977-21-1463

8. 衛生管理について

- ① 従業員の清潔の保持と健康状態について、必要な管理を行うと共に事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。
- ② 回収した福祉用具については、適切な方法により速やかに消毒を行いすでに消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区別して保管する。
- ③ 保管、消毒、管理に関しては福祉用具卸事業者に委託することとし、当該福祉用具卸事業者の業務の実施状況については事業者が定期的に確認し、適正な保管管理の維持に努めさせます。

9. 事故発生時の対応について

事故発生時	事故が発生した場合、速やかに家族・当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡します。必要な場合、市町村に報告します。
賠償責任	サービスの提供にともなって当事業所の責任により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償致します。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任が生じない場合があります。

10. 緊急時における対処方法

従業員は、利用者宅に訪問時等に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに応急の処置を行い、主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な処置を講ずる。

令和 年 月 日

福祉用具レンタルサービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 職名 福祉用具専門相談員
氏名 印

私は、本書面に基づいて従業者から重要事項の説明及び交付を受け、福祉用具レンタルサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

署名代理人 住所

氏名 印

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。